

福岡県災害派遣福祉チーム員登録要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県災害派遣福祉チーム設置運営要領第4条第2項に規定するチーム員の登録に関して必要な事項を定める。

(チーム員の登録)

第2条 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、災害派遣福祉チームの構成員を次の表の左欄に掲げる登録区分によりチーム員として登録する。

登録区分	登録対象者
①施設関係団体登録チーム員	福岡県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を構成する施設関係団体の会員施設・事業所等に勤務する者で、所属長の活動承認がある者
②職能団体登録チーム員	協議会を構成するいずれかの職能団体に属する者（施設・事業所等に勤務する者（施設関係団体登録チーム員として登録する者を除く。）にあつては所属長の活動承認がある者）
③任意登録チーム員	施設関係団体登録チーム員又は職能団体登録チーム員として登録する者以外の者で、チーム員の登録を希望する者（施設・事業所等に勤務する者にあつては、所属長の活動承認がある者）

- 2 県社協は、協議会の構成団体から福岡県災害派遣福祉チーム員推薦票（様式第1号）により推薦された者をチーム員として登録する。
- 3 県社協は、前項で登録した者に対し、災害派遣福祉チーム員登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(登録者名簿の管理)

第3条 県社協は、推薦票を基に登録チーム員の名簿を作成し、管理するものとする。

- 2 登録チーム員は、推薦票の内容に変更が生じたとき、又はチーム員の登録を辞退するときは、登録事項変更等届出書（様式第3号）により、県社協に届け出るものとする。
- 3 県社協は、前項の届出があつたときは、登録者名簿を更新する。

(個人情報の取扱い)

第4条 チーム員の登録情報は、チームの編成、派遣等を円滑に行うことを目的に収集し、収集した個人情報は、当該目的の範囲内で利用し、他の目的には使用しないものとする。

附則

この要領は、令和3年2月12日から施行する。